

高齢者虐待について

「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律※以下，高齢者虐待防止法」とは

- 高齢者虐待の定義
- 国および地方公共団体の責務
- 国民の責務
- 高齢者虐待の早期発見
- 養護者による高齢者虐待の防止，養護者に対する支援
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

などが定められている。

高齢者虐待防止法における「高齢者虐待」とは

- 養護者による高齢者虐待
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待

に分けられる。

高齢者虐待における定義

◇「高齢者」とは65歳以上の者

※ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、または養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用される。（高齢者虐待防止法第2条6項）

◇「養護者」とは、高齡者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外の者

・「現に養護する」とは、「金銭管理，食事や介護などの世話，自宅の鍵の管理など何らかの世話をしている者」（高齡者を世話している家族，親族，同居人など）が該当する。別居している親族や知人等が養護者に該当する場合もある。

◇「養介護施設従事者等」とは、「養介護施設」 または「養介護事業」の業務に従事する者

■養介護施設

- ・老人福祉法に規定する，老人福祉施設，有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定する，介護老人福祉施設，介護老人保健施設，
介護医療院，地域密着型介護老人福祉施設，地域包括支援センター

■養介護事業

- ・老人福祉法に規定する，老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定する，居宅（介護予防）サービス事業，
地域密着型（介護予防）サービス事業，居宅介護（介護予防）支援事業

高齢者虐待の類型と具体例

■ **身体的虐待**：高齢者の身体に外傷が生じ，または生じる恐れのある暴行を加えること。

◆ 具体例

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけどや打撲をさせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・本人に向けて物を投げつける。本人に向けて刃物を近づけたり振り回したりする。
- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。
- ・無理やり食事を口に入れる。
- ・ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。
- ・つなぎ服やボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。
- ・意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。
- ・外から鍵をかけて閉じ込める。

など

■ **介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）**：高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置，養護者以外の同居人による虐待行為の放置等，養護を著しく怠ること。

◆ 具体例

- ・入浴をしておらず異臭がする，髪や爪が伸び放題，皮膚や衣服，寝具が汚れている。
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで，脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・徘徊や病気の状態を放置する。必要な受診や治療をさせない。
- ・養護者以外の家族や同居人が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる，寒すぎるなど）に長時間置かせる。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置する。

など

■ **心理的虐待**：高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

◆ 具体例

- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり，それを人前で話すなどにより，高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗，食べこぼしなど）。
- ・怒鳴る，ののしる，悪口を言う。
- ・侮蔑を込めて子供のように扱う。
- ・生活に必要な道具（冷蔵庫や洗濯機など）の使用を制限する。
- ・家族や親族との団らんから排除する。
- ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で，本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり，食事の全介助をする。

■ **性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

◆ 具体例

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまま
で放置する。
- ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。
- ・性的な行為や接触を強要する。
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・性器を写真に撮る、スケッチする。

など

■ **経済的虐待**：養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

※経済的虐待については，養護しない親族による行為も「養護者による虐待」として対応する。

◆ **具体例**

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない，使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・高齢者の年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。
- ・入院や受診，介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。

など

高齢者虐待の早期発見等について

・養介護施設，病院，保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等，医師，保健師，弁護士その他高齢者の福祉に業務上関係のある者は，高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し，**高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。**（高齢者虐待防止法第5条）

・養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は，当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は，速やかに，これを市町村に通報しなければならない。（高齢者虐待防止法第7条1項）

・前項に定める場合のほか，養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は，速やかに，**これを市町村に通報するよう努めなければならない。**（同法第7条2項）

※通報を受理した側には，**通報者を特定する情報を漏らしてはいけないという「守秘義務」**が課せられているため，**ためらわずに相談・通報してください。**

虐待発見チェックリスト

複数のものに当てはまると疑いの度合いはより濃くなる。
この他にもさまざまなサインがあることを認識しておく必要がある。

高齢者からのサイン

◆身体的虐待

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる。
- 大腿の内側や上腕部の内側，背中等に傷やミミズ腫れがみられる。
- 頭，顔，頭皮等に傷がある。
- 急におびえたり，恐ろしがったりする。
- 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
- 主治医や保健福祉の担当者に話すことや援助を受けることをためらう。

◆介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- 居住部屋，住居が極めて非衛生的になっている，また異臭を放っている。
- 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
- 適度な食事を準備されていない。
- 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
- 栄養失調の状態にある。
- 疾患の症状が明白にもかかわらず，医師の診断を受けていない。

◆心理的虐待

- かきむしり，噛み付き，ゆすり等がみられる。
- 不規則な睡眠（悪夢，眠ることへの恐怖，過度の睡眠等）を訴える。
- おびえる，わめく，泣く，叫ぶ等の症状がみられる。
- 自傷行為がみられる。
- 無力感，あきらめ，投げやりな様子になる。

◆性的虐待

- 肛門や性器からの出血や傷がみられる。
- 生殖器の痛み，かゆみを訴える。
- 通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

◆経済的虐待

- 年金や財産収入等があることが明白なのにもかかわらず，お金がないと訴える。
- 自由に使えるお金がないと訴える。
- 経済的に困っていないのに，利用負担のあるサービスを利用したがない。
- お金があるのにサービス利用料や生活費の支払いができない。
- 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
- 預貯金が知らないうちに引き出された，通帳がとられたと訴える。

養護者からのサイン

- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
- 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとししない。
- 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

地域からのサイン

- 自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声・物が投げられる音が聞こえる。
- 庭や家屋の手入れがされていない。（草が生い茂る，ゴミが捨てられている）
- 気候や天気が悪くても，高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
- 家族と同居している高齢者がコンビニやスーパー等で，一人分のお弁当を頻繁に買っている。
- 近所付き合いがなく，訪問しても高齢者に会えない，または嫌がられる。
- 高齢者が道路に座り込んでいたり，徘徊している姿がみられる。

虐待対応の基本姿勢と留意点

◆高齡者本人，養護者や養介護施設従事者等の「自覚」は問わない

・虐待が発生している場合，虐待を受けている高齡者，虐待をしている養護者や施設従事者等に自覚があるとは限らない。また，長期間にわたって虐待を受けている場合には，高齡者本人が無気力感から諦めてしまっていたり，「家族に面倒をかけている」という負い目を感じている場合がある。

◆高齡者本人の安全確保を最優先

・高齡者本人が分離を望んでいなくても，本人の生命・身体の保護が必要な場合がある。また，入院などの救急保護が必要な場合には養護者との信頼関係が不十分であっても高齡者の安全確保を優先する必要がある。その場合でも養護者との信頼関係が構築できるよう，丁寧にアプローチしていくことが重要である。

◆高齡者だけでなく，養護者も支援する

・高齡者本人も養護者もともに苦しんでいることが多い。高齡者虐待防止法は，虐待者を罰することが目的ではない。

・養護者支援は高齡者本人が安心して生活できるための環境整備として，重要である。

高齢者虐待に関する相談窓口

■ 高齢者虐待対応において

- ・養護者によるものは

「函館市高齢福祉課」と「地域包括支援センター」

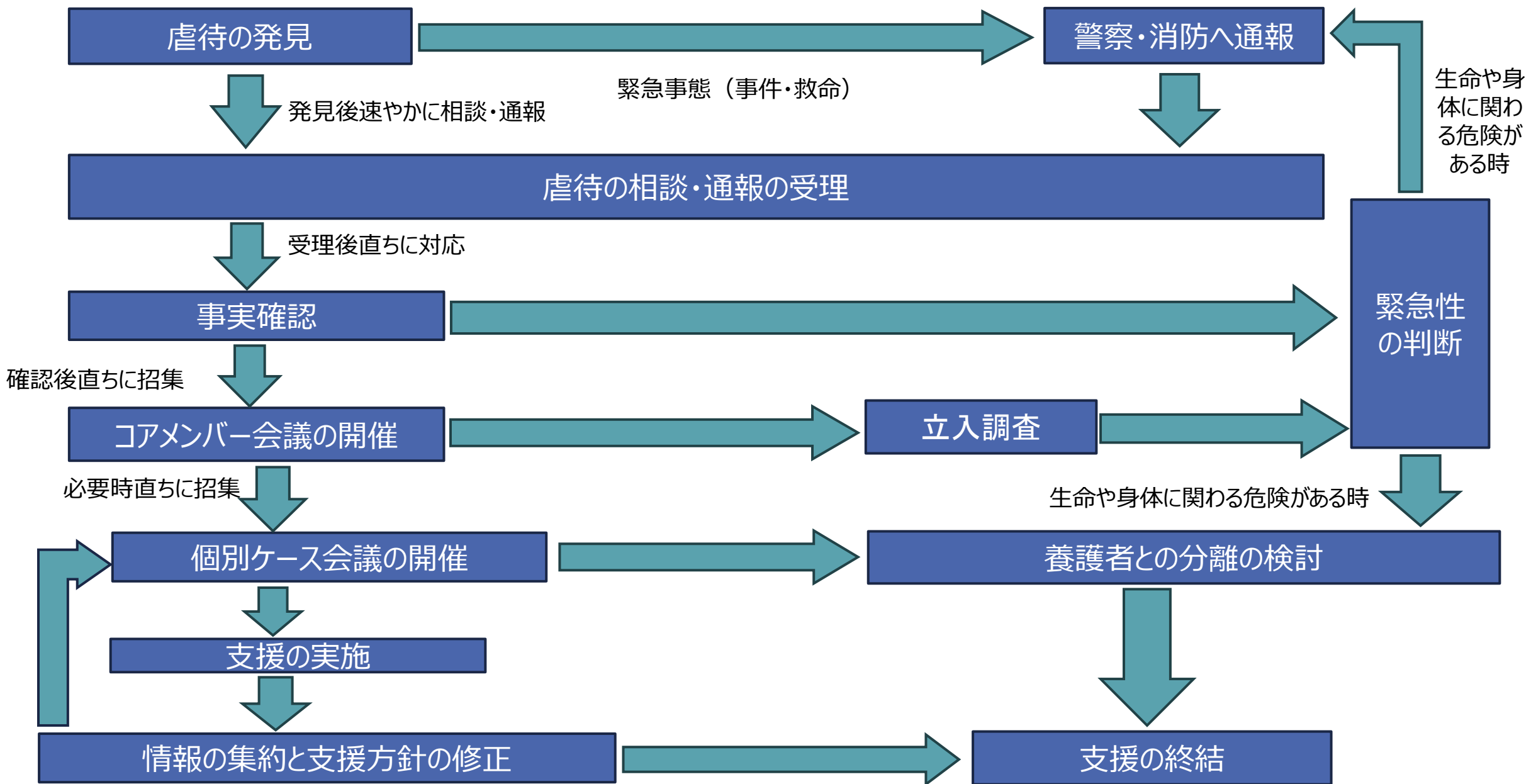
- ・養介護施設従事者等によるものは

「函館市指導監査課」

が対応する。

養護者による高齢者虐待対応手順

図1



■ 図1の解説

◆ 虐待の発見・相談

- ・高齢者や養護者等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、一人で抱え込まず、地域包括支援センターや市に相談・通報してください。

◆ 虐待の相談・通報の受理

- ・虐待通報受理後、地域包括支援センターと函館市（高齢福祉課）は、連携・共同しながら、虐待対応の必要の判断や情報収集を行う。

◆事実確認

・相談，通報を受けた地域包括支援センターや市は関係機関等から情報収集を行ったり，訪問調査によって，高齢者と養護者の状況把握などを行う。

◆コアメンバー会議

・地域包括支援センターと市の担当者とで参集し，虐待事実や緊急性の判断，対応方針（いつまでに・誰が・何を行うのか等）の決定を行う。

◆個別ケース会議

・地域包括支援センターや市（高齢福祉課），その他関係機関や関係者等で参集し，支援方針や支援内容の決定，各機関の役割や主担当者の決定，連絡体制の確認などを行う。

◆立入調査

・高齢者虐待防止法において、虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、高齢者の福祉に関する事務に従事する職員を虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができると規定している。（高齢者虐待防止法第11条1項）

・市町村長は、立ち入り調査の際に必要なに応じて適切に、高齢者の住所または居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。（同法第12条1項）

・当該職員が立入調査を行うときには、「立入調査証明書」を携帯し、関係者の請求がある時は、これを提示しなければならない。（同法第11条2項）

・立入調査が必要と判断される状況の例

1. 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じない等、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
2. 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事情があるとき。
3. 何らかの団体や組織、あるいは個人が高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
4. 過去に虐待歴や援助の経過がある等、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせない等非協力的な態度に終始しているとき。
5. 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声等が目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
6. 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。

など

◆ 支援の実施

・緊急性が高い場合：高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている，またはそのおそれがある時には，直ちに治療の必要性を確認し，適切な処置を講じるとともに，高齢者と養護者を分離する。

養護者以外に協力できる親族等がいる場合には，治療や分離に協力してもらおう。養護者以外に協力できる親族等がない場合には，高齢者を保護するために介護保険サービスによる短期入所，在宅高齢者等サービスによる生活管理指導短期宿泊事業の利用，養護老人ホームへの入所，老人福祉法の規定によるやむを得ない事由による措置等の手続きを行う。

・緊急性が高くないと思われる場合の支援：虐待については，客観的な事実が把握しにくい事例が多いため，関係機関において情報共有を行い，それぞれの専門性を活かし，支援方針・支援内容の決定，各関係機関の役割や主担当の決定，連絡体制の確認等を行っていくことが重要である。

・緊急性が高いと判断できる状況

1. 生命が危ぶまれるような状況が確認される, もしくは予測される
 - ・骨折, 頭蓋内出血, 重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
 - ・極端な栄養不良, 脱水症状
 - ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
 - ・器物（刃物, 食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり, エスカレートすると生命の危険性が予測される
2. 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている, もしくはそのおそれがある
 - ・虐待を理由として, 本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
 - ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている
3. 虐待が恒常化しており, 改善の見込みが立たない
 - ・虐待が恒常的に行われているが, 養護者の自覚や改善意欲が見られない
 - ・養護者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く, 介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない
4. 高齢者が保護を求めている
 - ・高齢者が明確に保護を求めている

◆情報の集約と支援方針の修正

・コアメンバー会議や個別ケース会議によって決定した支援方針に従い、関係機関が高齢者や養護者の支援を行うが、実際に支援を始めた後も支援機関からの状況の聴取、高齢者や養護者に対する定期的な訪問等を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認しておき、状況の変化に速やかに対応する。

◇情報の集約・共有化

・状況確認は、虐待事例の主担当者が訪問したり、支援を行う関係機関の職員から高齢者や養護者等の状況を把握する等、関係機関が相互に協力連携しながら行うことが重要である。そのため、コアメンバー会議や個別ケース会議では、関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有化の方法等について事前に取り決めをしておく。また、地域包括支援センターと市が連携し、情報収集、提供を行う。

◇支援方針の修正

・高齢者や養護者等の状況が変化し、当初の支援方針では十分な対応ができなくなる可能性もある。その際には、速やかにコアメンバー会議や個別ケース会議を開催し、支援方針の修正を行い、関係機関による支援内容を修正する。

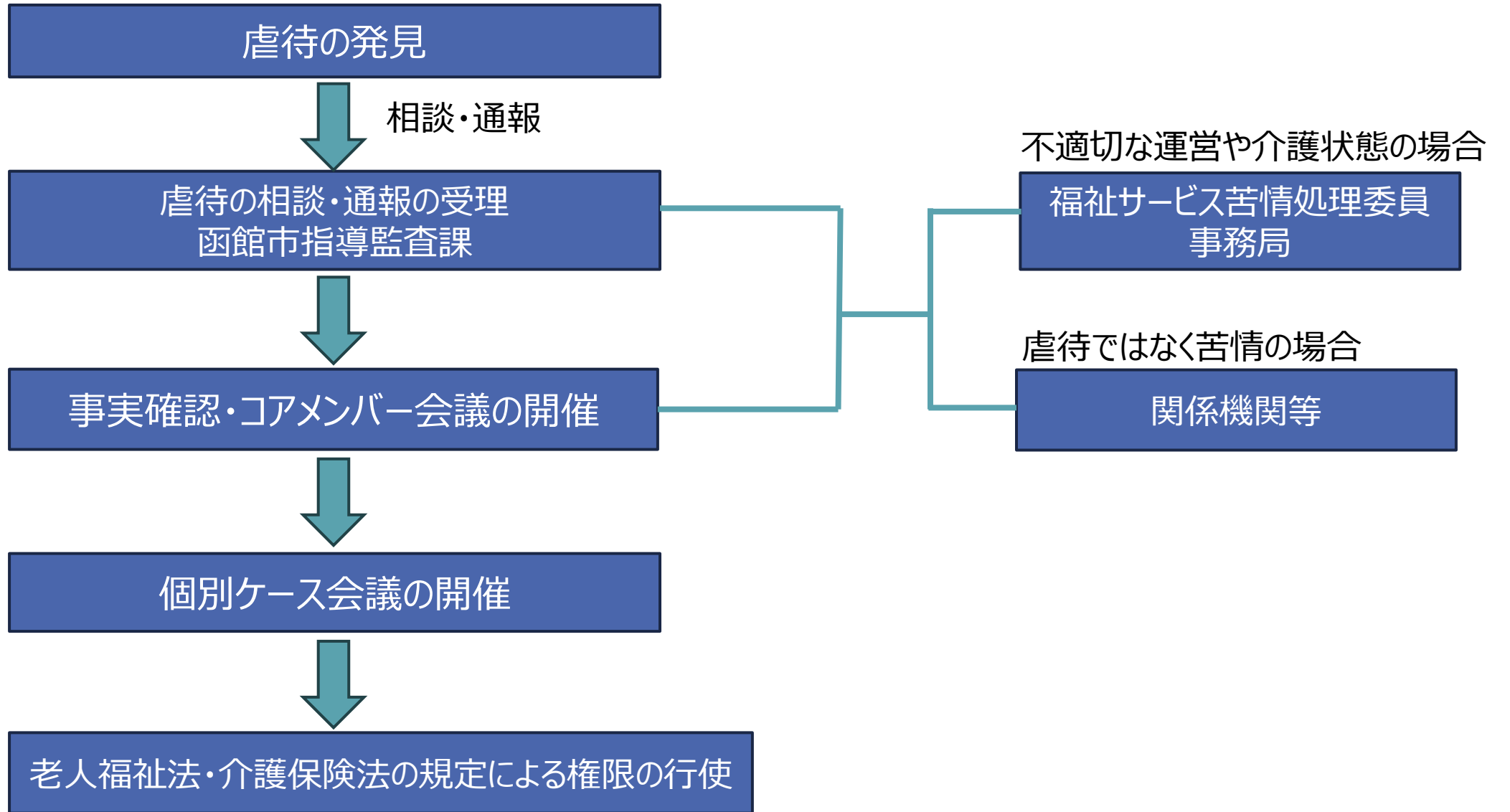
◆ 支援の終結

- ・虐待対応の終結は評価会議において判断する。
- ・虐待対応の終結のためには、「虐待の発生要因の軽減等により高齢者の安全が確認できる項目が増え、高齢者の安全の確保が継続され、高齢者が安心して生活を送れている状態」を確認できることが必要となる。
- ・具体的には、
 - 高齢者が施設に入所することとなり、高齢者の生活が安定した場合
 - 虐待の発生要因の軽減等と再発防止のための支援体制が整い、在宅生活の再開や継続をする場合
 - 高齢者が死亡した場合

などが想定される。

・また、今後必要であれば地域で生活する1人の高齢者への支援という形での関わりに変化していくことも考えられる。

養介護施設従事者等による 高齢者虐待対応手順



■ 図2の解説

◆ 虐待の発見～相談・通報

・「高齢者虐待防止法」では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、下表のように規定している。

発見者等	対応
養介護施設従事者等	速やかに市へ通報しなければならない
高齢者虐待を受けた高齢者	市へ届け出ることができる
高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者	高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合 →速やかに市へ通報しなければならない 上記以外 →速やかに市へ通報するよう努めなければならない

※不利益取り扱いの禁止：養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと（高齢者虐待防止法第21条7項）

身体的拘束等に関する考え方

- 身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限すること」
- 「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、入所者（利用者）の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならず、**原則として禁止されている**。

「緊急やむを得ない場合」に該当する三要件（全て満たすことが必要）

- ・**切迫性**：本人またはほかの入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・**非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ・**一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

緊急やむを得ない場合の対応

・運営基準上、介護サービスの提供に当たっては「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経た身体的拘束等は認められている。

■緊急やむを得ない場合に求められる手続き

1. 本人・家族，本人にかかわる関係者・関係機関全員での検討
2. 緊急やむを得ない場合の三つの要件と照らし合わせた慎重な検討
3. 本人や家族に対する詳細な説明
4. 三つの要件の再検討および該当しなくなった場合の解除

※態様および時間，その際の本人の心身の状況，緊急やむを得なかった理由等，
身体拘束に関する記録が義務付けられている。